

「情報信託機能に関する地方自治体とのデータ連携の実現等に係る調査」
- 報告資料 -

2023年4月25日
凸版印刷株式会社
株式会社DataSign
有限責任監査法人トーマツ
株式会社インテージ
一般社団法人 UDCKタウンマネジメント

本調査では、地方自治体との連携方法や満たすべきルールについての検証を実施するとともに、民間企業間において簡便なデータ移転・乗換えを実現するための調査を実施した

事業の全体像

(1) 情報銀行と地方自治体のデータ連携に関する調査

① 地方自治体が保有するパーソナルデータ利活用に向けた実証事業

- ・ 地方自治体及び民間のデータ提供元事業者の保有する個人情報情報を情報銀行にて統合、データ提供先事業者へ提供して活用することで地域課題の解決や新たな付加価値の提供につながることを具体的なユースケースに基づき実地で検証する。
- ・ 社会実装に向けて、地方自治体に求められるルール整備や地方自治体、情報銀行及びデータ取扱事業者それぞれの役割や利点、生活者への便益を整理し、課題及び解決策を提案する。

(2) 情報銀行を介した民間サービス間のデータ移転・乗換えを実現するための調査

① 民間サービス間のデータ移転・乗換えに関する調査

- ・ 異なるデータ取扱事業者へのデータ移転・サービス乗換えを実現する方式を机上検討
- ・ 情報銀行及びデータ取扱事業者それぞれの役割や利点、生活者への便益を整理し、課題及び解決策を提案
- ・ データ取扱事業者と情報銀行間の連携方法や契約変更・データ削除方法、契約締結時に満たすべき要件の整理

② 民間企業間の簡便なパーソナルデータ移転の実現に向けた検討

- ・ データ取扱事業者に対し定めるべきルールの整理
- ・ 立法及び改正すべき法律やその内容の提示

調査を進めるに際し、各調査それぞれで有識者を選定し、有識者会議を開催した

実施体制

(氏名五十音順、敬称略)

有識者 / (1) 情報銀行と地方自治体のデータ連携に関する調査

庄司 昌彦	武蔵大学社会学部 教授
多田 功	加古川市役所 企画部 政策企画課 スマートシティ推進担当課長
森 亮二 (座長)	英知法律事務所 弁護士

有識者 / (2) 情報銀行を介した民間サービス間のデータ移転・乗換えを実現するための調査

崎村 夏彦	NATコンサルティング合同会社 代表
森 亮二 (座長)	英知法律事務所 弁護士
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

オブザーバー

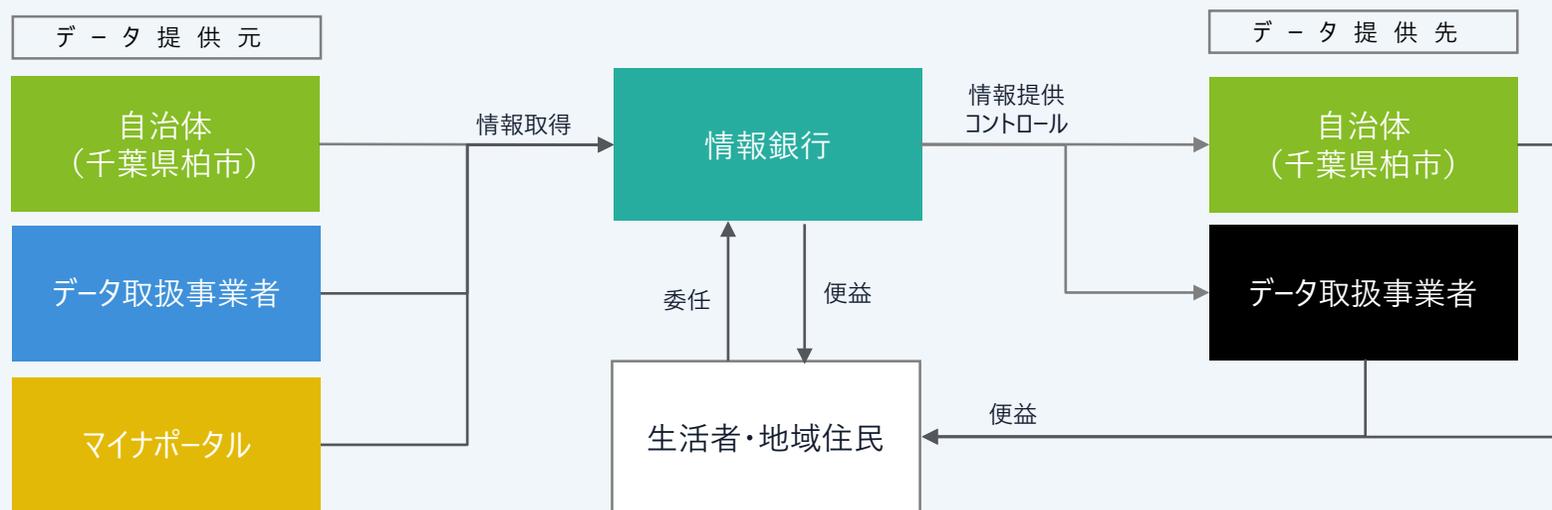
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

一般社団法人日本IT団体連盟

(1) 情報銀行と地方自治体のデータ連携に関する調査

本調査では、情報銀行と地方自治体との連携方法やそれぞれが満たすべき要件等についての調査を実施した

本調査の対象となる情報銀行と地方自治体との連携によるパーソナルデータの利活用の仕組み



検討方法

- 本調査では、生活者、自治体への事前調査を経て、実証を実施。
- 実証終了後に生活者にはオンライン調査を、自治体、データ取扱事業者にはヒアリング調査を行った。
- 有識者会議にて、情報銀行と地方自治体との連携方法やそれぞれが満たすべき要件等の整理を行った。

子育て世代の多い実証地域の特色・状況を踏まえ、「こども・子育て」分野でのユースケースを設定し、それぞれのユースケースのメリットや課題をまとめた

各ユースケースのメリット・課題

ユースケース	メリット	課題
① 自治体サービスに活用する場合 自治体の一時預かりサービスの案内	<ul style="list-style-type: none"> 生活者が認知できていなかった自治体のサービスや支援を知ることができる。 自治体にとっても支援を必要としている生活者に情報をピンポイントで提供することができ、従来のポスターやホームページ等による周知だけでは実施できない、個人にあったサービスの案内を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 提供・提示されるサービス情報が、住んでいる自治体のサービス情報のみに限られている場合等、すでに生活者が認識しているサービス情報である可能性があり、生活者のニーズに合わないおそれがある。 実証実験参加者に対して行ったオンライン事後調査で、情報登録時の利用目的の確認について調査したところ、同意に関する確認状況は生活者によって差があり、生活者の中には同意している内容を正しく認識できていない人がいるおそれがある。
② 地域振興に活用する場合 民間事業者の提供するサービスやクーポン、イベント等のレコメンド	<ul style="list-style-type: none"> 生活者が認知できていなかった地域の事業者を認知することができる。 クーポンなど生活者に合った特典が付与される。 一方事業者にとっては、ターゲット層に向けてピンポイントで自身の事業を宣伝することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 提供される情報の内容と同意に関しては①と同様の課題ある。 セキュリティやリスク管理、インシデント発生時の責任分担、連携するための対応コストやデータ標準化コスト等は、連携前に情報銀行との整理が必要である。 事業者にとっては提供されたデータを活用できるようなデータを扱うことができる人材が不足しているおそれがある。
③ EBPMに活用する場合 子育て支援施策がどの程度利用され、住民の満足度向上に寄与しているか等の把握	<ul style="list-style-type: none"> 行政が実行した施策に関し、個人情報での定量的なデータが得られることは効果検証の手段として有効である。 市場調査をする場合よりもタイムリーで安価に統計情報として提供された場合、行政サービスが必要か判断材料となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 合成データ（実データの特徴点を把握し、分析結果に影響を与えないよう新たに生成した近似データ）から生データを再現もしくは戻すことができずリスクがある。 EBPMはデータの取得の他に加工の難しさがあるため、自治体では加工ができない。 自治体で加工されたデータを閲覧し利用するためのダッシュボードが必要。 本人同意を得なくても利用できる情報については、取り扱いに関する審議を受ける必要がある。 データ数が多すぎるにより、自治体側での分析が負担になる可能性がある。
④ 産後ケアに活用する場合 各自治体では乳児家庭全戸訪問事業における支援が必要な乳児家庭を特定	<ul style="list-style-type: none"> 保健師の事務作業（書類処理等）の軽減ができる。 支援を希望する家庭へ訪問することで保健師の業務負担が軽減される。 24時間365日産後ケアが行える。 支援必要性スコア等は経験の浅い職員でも判断の材料となりえる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本当に支援を必要とする人に情報が届けられない可能性がある。 現行の紙運用とデジタルによる運用が並走する場合、タブレット端末の準備等も課題となる。
⑤ 引越し時の情報の引継ぎに活用する場合 引越しの際の、転居先自治体への健診・予防接種等の情報連携による手続の簡略化	<ul style="list-style-type: none"> 自治体と情報銀行を自動的に接続（連携）する仕組みを構築することで、制度を正しく機能させることができる ワンス＆オンリーのニーズに応えることができる。 自治体、住民双方で手続きの手間が減る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国が進めているシステム標準化、ガバメントクラウドへの活用との連携。 パーソナルデータは基幹系で取り扱っているため、LGWAN回線を通じて他自治体と連携は行っていない。 自治体内部のデータフォーマットは独自に構成されていることもあり、データの引継ぎの障害となる。 転入時に転居前の自治体で発行されたデータ形式が転入先で取り込めるデータ形式になっていない場合も考えられる。
⑥ 保育のサービスの手続きに活用する場合 就労証明等の必要書類提出等手続の簡略化	<ul style="list-style-type: none"> ワンス＆オンリーのニーズに応えることができる。 自治体、住民双方で手続きの手間が減る。 	<ul style="list-style-type: none"> APIの導入の費用以外にAPIを維持するための費用が必要であり、コストの面で導入が難しい。 公平性の確保が非常に重要視される領域であり、透明性・公平性の確保が必要。 保育園への入所可否の判断基準は公的な保育園と民間の保育園でも異なるため、そのような場合の対応方法が必要。

これまで扱うことが難しかったデータを活用できたり、事務手続の簡略化を行うことができる点は大きなメリットである一方、技術や制度面で課題もある

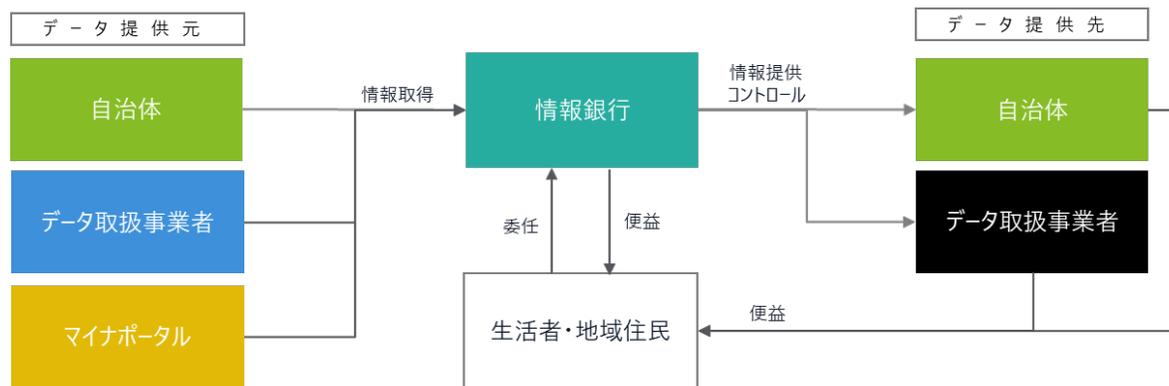
データ移転を行う際の課題整理

	メリット	課題
自治体	<ul style="list-style-type: none"> 自治体だけでは入手できなかったデータを扱うことができる。これまで扱えていなかった民間のデータを用いて、政策の立案に反映できる。(例：EBPM) 住民のニーズを取得できる。 事務手続の簡略化が可能となる。 データの利活用を行うことで、住民の利便性が上がり、その地域での生活に魅力を感じ、転入希望者が増える。 	<ol style="list-style-type: none"> データの標準化 フォーマットの統一・基準の統一がされていないため、他自治体などで利用しにくい。 データのアクセス 三層分離のためマイナンバー利用事務系にあるデータにはアクセスが難しい。 費用 データ連携基盤がなく、運用にも費用がかかる。 データを扱うことができる人材の不足 データを扱うことができる人材が不足している、又はいない。 生活者・議会等への理解の取得 各地方自治体の条例への対応が必要である。生活者からの理解が得られないおそれがある。
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> 生活者のニーズが把握できる。 事務手続の簡略化が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ基準を満たす民間事業者が少ない。 →情報銀行がPマーク等の取得のサポートを行う。
生活者	<ul style="list-style-type: none"> 手続の簡略化が可能となる。 自身に合ったサービスの案内や支援の情報を受けられる。 	<ol style="list-style-type: none"> 生活者・議会等への理解の取得 生活者がデータ漏洩リスクに対する不安を感じるおそれがある。
情報銀行	<ul style="list-style-type: none"> 一定の需要が発生すれば、ビジネスとして成立しやすい。 	<ol style="list-style-type: none"> データのアクセス 三層分離のためマイナンバー利用事務系にあるデータにはアクセスが難しい。 データを扱うことができる人材の不足 データを正しく扱うことができる人が、生活者・情報提供先に少ない。 データ加工の透明性 データの加工の過程や公平さが分かりづらい。 同意 生活者が行った同意、生活者本人が認識している同意にずれが生じる。 データの保管場所 自治体のデータが含まれているため、海外などの保管場所は国家安全保障等の面から課題がある。 情報銀行の企業数 一つの業者に発注し続けなければならなくなり、ベンダーロックイン等の問題が生じる。

情報銀行はハブとして自治体や民間事業者、生活者の間に入りデータの受け渡しを安全に仲介する

地方自治体、情報銀行及びデータ取扱事業者それぞれに生じる役割や利点、生活者・地域住民といった個人への便益の整理

ステークホルダー	役割
自治体	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者・他自治体へ提供するデータを保有し、情報銀行を介してデータを民間事業者に提供する。 民間事業者のデータを取得し、政策へ反映させる。又は生活者に合ったサービスやサポートを行う。
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自治体に提供するデータを保有し、情報銀行を介して自治体に提供する。 自治体のデータを基にサービスを向上させる。
生活者	<ul style="list-style-type: none"> データの移転にあたり同意を行う。
情報銀行	<ul style="list-style-type: none"> 自治体と民間事業者、生活者の間に入り、ハブとしてデータの受け渡しを仲介する。 自治体・事業者が利活用しやすいデータの形式に加工する。 自治体でデータを使用しやすいよう、APIの開放だけでなく、ダッシュボードの機能を提供する。 生活者の同意の管理を行う。 情報提供先となる民間事業者のセキュリティ確保のための管理を行う。



データの標準化やデータへのアクセス等の課題に関しては、関連省庁と協働し実証・検討を進めていくことが考えられる

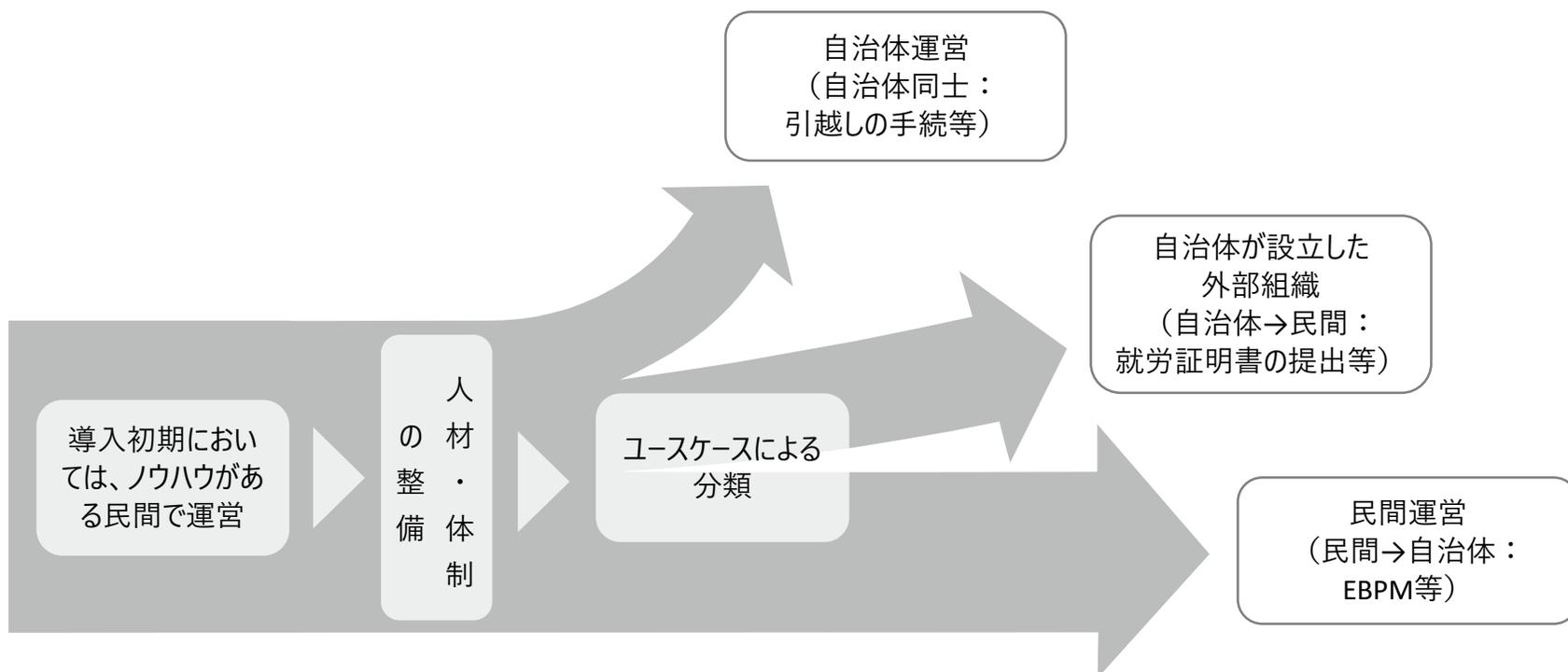
社会実装に向けての課題及び解決方法案

課題	解決方法案
①データの標準化	<ul style="list-style-type: none"> ■ ガバメントクラウドの導入に伴い進められているデータの標準化を活用する。
②データのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ ①の方法でデータの利活用ができるかを実証し、必要な要件を洗い出し、その知見を②のデジタル田園都市国家構想での実装へ反映させることで、全国に普及することができる情報銀行を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに沿った形で情報銀行がマイナンバー利用事務系のデータを取得・移転する。 ② デジタル田園都市国家構想と歩調を合わせながら、情報銀行を取り入れた先進的なサービスの開発・実証を行い、データ連携基盤の要件の検討や実装に取り組む。
③費用	
④データを扱うことができる人材の不足	<ul style="list-style-type: none"> ■ データを加工した場合（※匿名加工情報・合成データ・統計データ等）、加工したデータから元の生データを復元できないよう対策を行う。 ■ データの受け渡しに関する要件 <ul style="list-style-type: none"> ✓ データの加工は情報銀行で行う。 ✓ データの加工にあたっては公平性・透明性が担保されるよう実施する。 ✓ 加工したデータを自治体・若しくは事業者が利用するためのダッシュボードを情報銀行で用意する。
⑥データ加工の透明性	
⑤生活者・議会等への理解の取得	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報銀行は安全に生活者のデータの移転を行い、自己情報コントロール権の実現をサポートする役割であることを情報銀行の指針に記載することで生活者や事業者・議会の理解の獲得に繋げる。 ■ 住民からの要望が強いユースケース（ワンスオンリー）から順次導入を進める。 ■ データの安全な移転を行うために、自治体のデータの移転を行う仲介事業者に情報銀行の活用を推奨する。 ■ スマートシティに関するガイドライン等において情報銀行の位置付けを整理、検討する。
⑦同意	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報銀行の運営主体は情報銀行の指針に基づいて生活者に明示等を行い、情報の種別や性質、利用目的に応じてその同意が有効であることを確認する必要がある。 ■ 生活者自身が同意している規約を、情報銀行が提供するアプリ又はサイトでいつでも確認でき、履歴の管理・取り消しを行うことができる仕様とする。
⑧データの保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体が保有するデータを扱う際には、国家安全保障等の面から、データ保存先として日本国内とするよう、民間サービス・アプリの要件等を検討する。
⑨情報銀行の企業数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体でのデータ移転のユースケースによっては、PDSの機能を用いることが想定される。 ■ PDSを認定の対象とする場合は、認定指針について以下のような改定が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 認定指針の3.本指針の対象となるサービス（1）個人情報の提供に関する同意の方法 ✓ 提供先の要件が無くなるため、情報漏洩などが発生しない提供方法等、その他必要な要件

導入初期においては、ノウハウのある民間による運用を行い、自治体の体制が整った段階で、必要に応じて自治体や自治体が設立した外部組織に運営主体を変える

情報銀行の運営主体

- 生活者の事後アンケートでは、情報銀行の運営主体は民間事業者で行うことが望ましいとの声が多く挙がった。ただ、ユースケース別に見ると、準公共分野や行政への申請などについては自治体が運営主体となるのがよいとする割合が高くなった。
- 一方で、自治体からはデータを扱うことができる人材が不足しているという意見も多く、運営主体が自治体であっても外部委託すると考えられる。導入初期においては、ノウハウのある民間による運用を行い、データを扱うことができる自治体職員が増え、システム等体制が整った段階で、必要に応じて自治体や自治体が設立した外部組織に運営主体を変えることも考えられる。



情報銀行と地方自治体との連携にあたり、今後必要と考えられる取り組みをまとめた

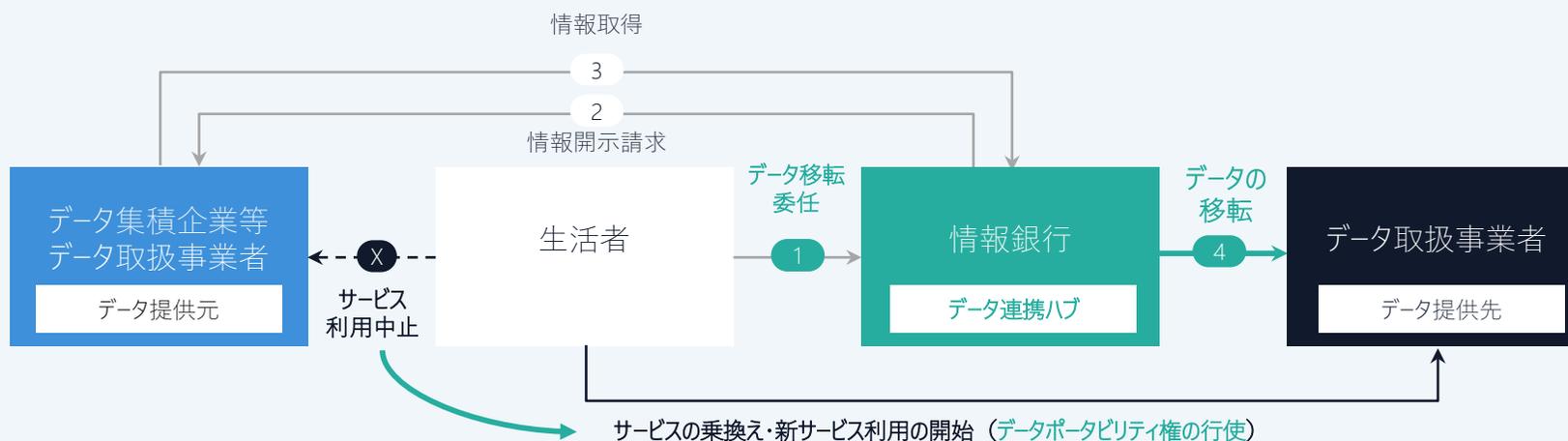
今後必要と考えられる取組

LGWAN を経由した マイナンバー利用事務系との データ移転の検証	<ul style="list-style-type: none">■ LGWAN を経由してマイナンバー利用事務系にデータの移送を可能か検証する（ニーズの高いワンス＆オンリーを行う）。■ 「地方公共団体における 情報セキュリティポリシーに関する ガイドライン」において、「十分に安全性が確保された外部接続先」として情報銀行を位置付ける場合の検討。
他庁省との連携等	<ul style="list-style-type: none">■ デジタル田園都市国家構想で情報銀行が有効に機能するよう、関連省庁などと共にデジタル基盤の構築の実証や検討を行うと共に、マイナポータルや情報銀行のサービス内容などについて重複が無いよう検討する。■ 現在検討されている「民間サービス・アプリ」など情報銀行と機能が重なるサービス等においては、情報銀行の活用の検討や、認定の取得を勧める。
情報銀行の認定指針の 改定	<ul style="list-style-type: none">■ 生活者や事業者・議会の理解の獲得のために、情報銀行は安全に生活者のデータの移転を行い、自己情報コントロール権の実現をサポートする役割であることを情報銀行の指針に記載する。■ 自治体のデータの移転を行う場合は認定された情報銀行のみと定めるのであれば、ユースケースとして考えられるPDSも情報銀行の認定の対象とする。
デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none">■ 情報銀行でデータを扱いやすく加工することは考えられるが、自治体職員もデータの加工や分析が行うことができるデータリテラシーを持った人材を有することで、業務に対する理解が深くなる上、作業ミス等のリスクが軽減される。
スマートシティガイドブック等 における情報銀行の 位置づけの検討	<ul style="list-style-type: none">■ スマートシティにおける情報銀行活用に向けて、スマートシティガイドブックやスマートシティセキュリティガイドラインにおいて情報銀行の有用性を検討する。また、地方自治体の担当者等に情報銀行とその認定制度に関して正しく理解してもらうよう工夫する。■ 情報銀行がスマートシティの都市OSの一部として機能するための要件やセキュリティ面での要件などを検討する。

(2) 情報銀行を介した民間サービス間のデータ移転・乗換えを実現するための調査

生活者の委任を受けた情報銀行がデータ取扱事業者に対して異なるデータ取扱事業者へのデータ移転・サービスの乗換えを実現する方式を机上調査で検討した

情報銀行を活用したデータの移転スキームと検討方法について



検討実施の方針

- ・ 机上実証にて各事業者へのヒアリングを実施。
- ・ 昨年度事業において、整理した必要項目をベースに、さらに深掘りした調査を実施。

検討方法

- ・ 同業他社等の乗換え時に生活者利便性を確保したデータ移転ユースケースを策定し机上調査を実施。
- ・ 生活者オンライン調査及び事業者ヒアリングを実施。

本調査におけるデータ移転・乗換えのパターンの組み合わせは以下のとおり

		データ移転先			
		データ取扱事業者Aが提供する ブログサービス	データ取扱事業者Aが提供する インターネットTVサービス	データ取扱事業者Bが提供する 健康管理アプリ	
		<ul style="list-style-type: none"> ■ ブログサービス ■ 会員数約6700万人 	<ul style="list-style-type: none"> ■ インターネットTVプラットフォーム ■ ビデオ・オン・デマンド・サービス ■ 週間視聴者数は約1500万人 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ダイエット・健康管理アプリ ■ 入力された毎日の食事、運動等に専門家がアドバイス 	
データ移転元	Google Blogger	(i) 同分野での検証	(ii)データ提供元事業者が運営している1つ以上の異なるサービスからもパーソナルデータを取得データ移転	(iii)情報提供元事業者が運営している複数サービスに係る個人情報を取得し、選定したサービス以外のサービスと必要な契約を締結	
	Google Map (位置情報・移動データ)				本調査で選定したサービスとは異なる分野への横展開
	Google Youtube・カレンダー				
	Apple ヘルスケア				
ユースケース	Googleのブログサービスからデータ取扱事業者が提供するブログに乗換、ブログ記事と会員情報、興味関心情報をGoogleからデータ取扱事業者へ移転。	興味関心の情報に加え、位置情報や移動データを移転することで、場所や移動手段に合わせた記事のレコメンドや広告配信を行う。	興味関心、位置情報や移動データに加え、カレンダーデータを移転することで、予定や嗜好に合わせた番組のレコメンドを行う。	AppleのiPhoneから取得できるヘルスケアデータを、データ取扱事業者に提供し、適切な運動やイベント等のレコメンド等を行う。	

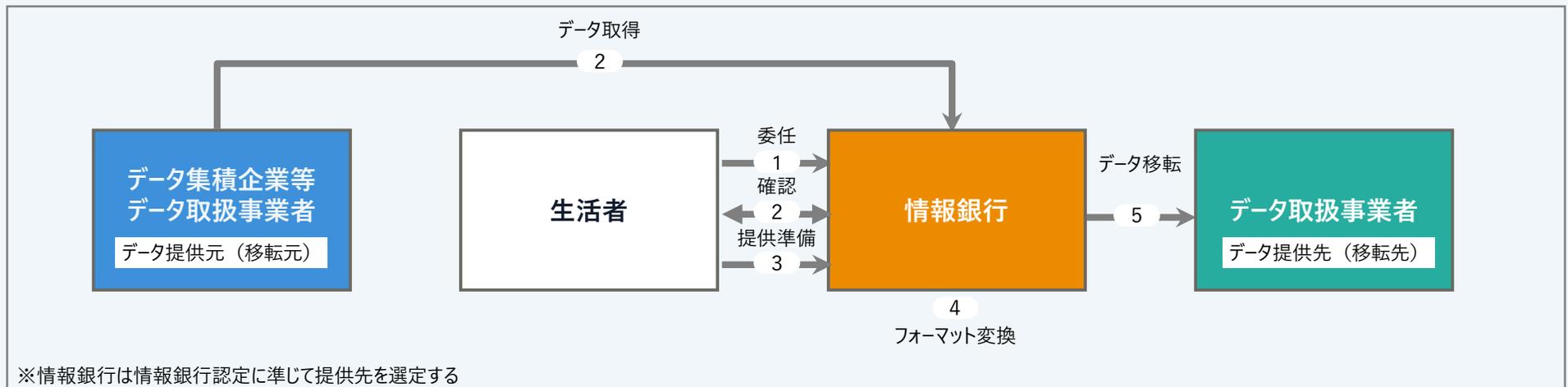
想定プロセスを検討し、そこから各ステークホルダーの役割・メリット・課題を検討した

移転プロセスについて（同分野での移転）

想定プロセス



想定フロー図



提供元・提供先が複数準備でき選択肢が増えること、情報銀行がデータ移転のためのハブとして機能し、安心して移転ができること等が生活者にとって便益となる

各ステークホルダーの役割・利点・便益

■ 役割・利点

	情報銀行	データ提供元	データ提供先
役割	<ul style="list-style-type: none"> 複数の移転元、移転先の選択肢を用意し、データ移転のためのハブとして機能する。 移転元から取得できるデータ、移転先に移転させるデータについて責任を持ち、利用者の意向を反映させる。 移転元と移転先のデータ項目の違い、データフォーマットの違いを吸収し、情報銀行に接続すれば、複数の事業者と接続する手間が無く、移転元も移転先も便利。 データ提供元にデータ提供先のことを知らせることなく移転を行うことができ、オンラインカビリティが保たれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報銀行認定スキームにおける提供元ではなく、利用者の認可に基づいて、利用者の意志によりデータを取得できる機能を提供する役割である。 データ移転元として、データを取得できるAPIを用意する。多くの利用者がアカウントを持っているプラットフォームであることから、OAuth2.0におけるAuthorizationサーバーとして機能する。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報銀行認定スキームにおけるデータ提供先となる。 OIDCにおける、RPとして、情報銀行と接続し、利用者の認可範囲に従って情報銀行に格納されているデータを取得。利用者に移転先サービスを利用可能にし、便益を提供する。
利点	-	<p>情報銀行を通してデータを移動させる利点</p> <ul style="list-style-type: none"> 同意の取得は情報銀行が包括して行う。 安全性が保証される。 他社にある個人情報を入手できる。(提供先のみ) 	

■ 生活者にもたらされる便益

- ✓ 簡単にデータ移転ができること自体が便益となる。今回の場合はプログサービスの乗換えが簡便になる。
- ✓ 提供元、提供先が複数準備できれば、**利用者の選択肢が増えることが便益**となる。
- ✓ 情報銀行認定に従うのであれば、移転先に移転されたデータについて、情報銀行が責任を負うため、**安心して移転**ができる。
- ✓ 本検討においては、データ提供先側にデータ提供元のアカウント情報（デモグラフィックデータや興味関心データ）を移転させることにより、**利用者に最適な記事や広告等のレコメンド**ができるようになることを便益とした。

プロセスの複雑性・情報銀行でのコストなども含め、情報銀行で対応できる範囲で課題に対処する

机上検討から見えてきた課題と対応（技術面）

分類	No.	本机上検討での課題一覧	課題への対応
①プロセスの複雑性	1	データ提供元に複数のIDを保有している場合 データ提供元にあるIDについての確認プロセスや紐づけプロセスが発生し、プロセスが複雑になるおそれがある。	複数のIDに対しOAuthで接続できるようにし、情報銀行側で統合することは不可能ではないが、同一項目でどちらを優先するか、などを選択させる機能なども必要になってくることから、 情報銀行側のコストが、便益提供メリットを上回ってしまうため、ここまでは提供しない とすることが妥当だと考えられる。
	2	移転先アカウントを生活者がすでに持っている場合 既存アカウントと情報銀行のアカウントを紐づけるための別プロセスが発生し、そのプロセスは複雑になる可能性が高い。また、移転元、移転先に利用者が複数のアカウントを保有している場合は、その統合についても検討が必要となる。	生活者が提供先にアカウントをすでに所持している場合、 提供先が生活者の既存アカウントと情報銀行のアカウントを紐づける対応を行う前提で、情報銀行が移転・乗換え作業を行う。
	3	アカウントの必要が無いサービスへのデータ移転 アカウントの必要が無いサービスにデータを移転する場合においても、OIDCを用いる場合はアカウント登録が必要となる。	OIDCではアカウント作成することが前提となるが、アカウントを作成せずに、デバイスIDなどに紐づけて一時的にデータを移転させ、便益を受けることは可能である。
②データの正確性・信憑性	4	データの修正・削除機能 情報銀行が取得したデータを生活者が修正・削除できる機能の提供について検討が必要。生活者が自由に修正できてしまうと、データ提供先に対するデータの信頼性の担保が難しくなってしまうが、生活者の権利として、誤った情報の修正や、データの削除も可能にするべきだと考えられる。	修正や削除は可能とするが、修正や削除が行われている旨をデータ提供先に提示することとする。 修正の可否、修正データの受け取りについてはデータ提供先で判断する。

本机上検討の乗換えの場合は、情報銀行で認められている包括同意では機能しないため個別同意のみ認めるとした

机上検討から見てきた課題と対応（技術面）

分類	No.	本机上検討での課題一覧	課題への対応
③同意・認証	5	<p>明確な利用目的・利用範囲、移行するデータ内容の提示と同意 利用目的・利用範囲、移行するデータの内容を生活者に必ず明確に提示する必要がある。</p>	<p>本机上検討の乗換えの場合は、情報銀行で認められている包括同意では機能しないため、個別同意のみ認めることとすべきである。</p>
	6	<p>データ提供先の利用規約に対する同意取得の方法 利用者はデータ提供先の利用規約に同意した上で、データの移転・乗換えを行う必要がある。</p>	<p>情報銀行の役割として、利用規約やプライバシーポリシーへのリンクを提示するだけでなく、提供先でのデータ取扱いに関するポイントを要約して表示したり、別途、データ取扱いの項目ごとにチェックボックスで理解を促すなどといった機能を提供した上で同意を取得すべきである。</p>
	7	<p>必要な本人確認（認証レベル） どのような場合にどのような本人確認が必要となるか検討が必要である。</p>	<p>2021年度情報銀行間連携に係る実証事業において認証レベルに対するガイドラインが定義されており、「ID連携先情報銀行（RP）が要求する認証レベルより、ID連携元情報銀行（OP）の認証レベルが高い、又は認証レベルが同じ場合、ID連携が可能となる。」とされている。本机上検討においては、提供元事業者の認証レベルと情報銀行の認証レベルは同等（「NIST SP 800-63-3」の「Assurance Level」におけるAAL1）であるため、連携可能となるが、提供元事業者の認証レベルに合わせ、情報銀行は同等かそれ以上の認証レベルを提供することが求められる。</p>
	8	<p>子供や認知症のような方の代諾のあり方 本机上検討では電子メールが受信できる人が、本人として扱われる。代諾可能な第三者の要件の検討とそれに合わせた認証システムの検討が必要となる。</p>	<p>本机上検討では、そもそもメールアドレスが受信できる人が本人として扱われるため、規約上、どのようなレベルの認証システムとするかが論点となる。本人確認が必須のパターンの場合は本人との関係性を証明する書類（本人と保護者それぞれの保険証のコピー等）が必要になるケースも生じるが、本机上検討においては提供元事業者においても厳密な本人確認を必須としていないため、規約上で本人以外のメールアドレスや、提供元事業者アカウントを連携に用いないとすることで対応する。</p>

データポータビリティ権やAPI開放と共に、データの消去を求める権利についても課題として挙げられる

机上検討から見てきた課題（法制面）

項目	No.	具体的な課題
i. データポータビリティ権	1	データポータビリティ権が現在認められていない データポータビリティ権、又はそれに対応する法律が無いため、データを開示請求し、入手してもそれをほかの企業へ移転させることができないおそれがある。
ii. データの標準化・電子化	2	データの標準化 データの形式や項目によっては移転先でデータを利用できない、若しくは利用するためにはデータ加工等の工数がかかる。
	3	電子データ化 紙媒体や写真等の画像で保存されているデータが提供元から情報として提供される場合も想定される。
iii. データの消去の請求	4	データの消去の請求権について 乗換え後、データの削除をデータ提供元に求めるが、削除を要請する権限が現在の法制度では不十分である。
iv. APIの開放	5	APIが開放されていない、若しくは使用できない場合 APIが開放されており、使用できる場合はデータの移転を自動で行うことができるが、APIが使用できない場合は、情報の取得にはデータ提供元に問い合わせる必要があり、工数がかかる上、ミスも起こりやすくなる。データのダウンロードを生活者が行う場合、データのダウンロードの操作をその都度行う必要があり、操作が煩雑になるため、生活者に対して多くの操作を要求し、かつ、ある程度のITリテラシーを求めるため、現実的な対応とは言い難い。
v. データ移行の自動化・セキュリティ	6	誤ったデータの開示請求 情報銀行が生活者本人ではないデータを誤って提供元に開示請求してしまうおそれがある。

データ移行の費用や情報銀行の認定事業者数についてはビジネスモデル確立が課題である。また関連するルールが未整備のものはこれらを定める必要がある

机上検討から見てきた課題（法制面）

項目	No.	具体的な課題
vi. コスト (情報銀行の マネタイズ)	7	適正な利益配分とその提示 ビジネスモデルにもよるが、データ提供による利益をどのように算出し、生活者に分配するのかについて検討が必要となる。適正な利益推定とその配分の検討、及びそれらの情報銀行利用前（データ移転前）の提示が必要となる。
	8	データ提供元のメリット データ提供元のメリットが薄く、事業者の参加は現状見込みにくい。
	9	データ移行の費用負担 データ移行時の費用負担先が定まっておらず、どのステークホルダーが費用負担先となるか検討が必要である。
	10	認定情報銀行の企業数 情報銀行は現在、通常認定を受けている事業者が1社、P認定を受けている事業者が4社という状況である。データポータビリティを担う事業者が認定情報銀行事業者に限定された場合、認定情報銀行事業者が少ないため生活者や自治体からすると選択肢が狭まるおそれがある。
vii. データポータビリティ権 の適用範囲	11	要配慮個人情報の移転 移転するデータ内容によっては服薬情報や検診情報等の要配慮個人情報が含まれる可能性があるが、現在の情報銀行の認定指針では要配慮個人情報の移転を伴うサービスについては、情報銀行の認定が受けられない。
viii. データ提供先の セキュリティ基準	12	データ提供先のセキュリティ基準 現状の情報銀行認定指針に沿った場合、データ提供先にはセキュリティ基準をクリアした企業しかデータ提供を受けられない。現在、セキュリティ基準についてはプライバシーマークやISMS認証などが挙げられている。

End of File